

第3 薬局 I 薬局の構造設備

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>1 薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、許可を与えないことができる。 (法第5条第1号)</p> <p>2 厚生労働省令で定める構造設備の基準は、次のとおりである。 (1) 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることがその外観から明らかであること。 (構規第1条第1項第1号)</p> <p>(2) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。 (構規第1条第1項第2号)</p> <p>(3) 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 (構規第1条第1項第3号)</p> <p>(4) 面積は、おおむね19.8平方メートル以上とし、薬局の業務を適切に行うことができるものであること。 (構規第1条第1項第4号)</p>	<p>その薬局が販売・授与の対象としている者が容易に当該薬局に出入りできる構造である必要があること。 ここでいう容易に出入りできる構造であるとは、薬局への出入りのための手続きに十数分もかかるものであってはならないこと。 また、薬局である旨がその外観から判別できない薬局や、通常人が立ち寄らないような場所に敢えて開設した薬局等、実店舗での対面による販売を明らかに想定していないような薬局は認められないこと。 (平成26年3月10日薬食発0310第1号)</p> <p>薬局の面積 (1) 面積の「おおむね」とは、基準面積の10パーセント以内をいう。 (2) 面積の算出方法は、内法寸法を計測した有効床面積とする。 (3) 薬局の面積とすることができる場所は、床面から天井までの高さが、2.1メートル以上であること。 ただし、階段下等でこの高さを有しない場所であって、高さが1メートル以上であり、かつ、適切な陳列ができる場所と認められる場合には、その面積の2分の1を有効とすることができるものとする。 (4) 薬局は、通路となる構造でなく、隣接する他の店舗又は医薬品の衛生的な保管管理に支障を生じるおそれがある場所との</p>	<p>構造設備 (1) 地域保健医療を担うのにふさわしい施設であること。特に清潔と品位を保つこと。 (2) 処方箋応需の実態に応じ、十分な広さの調剤室及び患者の待合に供する場所（いす等を設置）等を確保するよう努めること。 (3) 患者のプライバシーに配慮しながら薬局の業務を行えるよう、構造、設備に工夫をすることが望ましい。 (4) 薬局は利用者の便に資するよう、公道に面していること。 (平成5年4月30日薬発第408号)</p> <p>薬局の設備等 薬局には、次の設備を設けること。また、面積は次に掲げる付属設備を除いて19.8平方メートル以上を確保すること。 ア 医薬品を販売する場所 イ 待合に供する場所 ウ 医薬品の貯蔵設備 エ 処方箋の受付、薬剤の交付及び服薬指導のできる場所 (付属設備) オ 更衣室 カ 便所 キ 手洗い設備 ク 事務室</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(5) 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあつては60ルクス以上、調剤台の上にあつては120ルクス以上の明るさを有すること。 (構規第1条第1項第5号)</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。)、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、開店時間(規則第14条の3第1項に規定する開店時間をいう。以下同じ。)のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。 (構規第1条第1項第6号)</p> <p>(7) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。 (構規第1条第1項第7号)</p> <p>(8) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。 (構規第1条第1項第8号)</p>	<p>間には、隔壁(ドア等を含む。)を設けて明確に区画されていること。 なお、薬局が百貨店、スーパー等の一画であつて、これによりがたい場合は、床面への線引き若しくは色分け等により明確に区分されていること。</p> <p>「閉鎖することができる構造」とは、シャッター、パーティション、チェーン等により物理的に遮断され、進入することが困難なものであることとし、可動式の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことができないような措置を採ること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p> <p>冷暗貯蔵設備は、電気(又はガス)冷蔵庫であつて、遮光が保たれるものであること。</p> <p>鍵のかかる貯蔵設備は、堅固で容易に移動できないものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 薬剤の交付及び服薬指導を行う場所の設置にあつては、専用の患者接遇コーナーを設ける等患者のプライバシーに十分配慮すること。 * 心身障害者、高齢者等に配慮した構造設備とすること。 * 天井、床及び隔壁は、板張り、コンクリート又はこれに準ずるものであること。 * 付属設備は、保健衛生上支障のない位置及び構造であること。 * 毒物劇物販売業を兼業とする場合、取り扱う毒劇物を貯蔵又は陳列する場所は、調剤室(試験室)外に設けること。 * 薬局製剤製造業を兼業とする場合は、製造業務に係る原料、資材等を保管する設備を別に設け、これは、薬局の業務に支障のない場所に位置していること。 <p>閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p> <p>厳密な温度管理を必要とする医薬品を取り扱う場合は、冷暗貯蔵設備は自記温度計を備えた冷蔵庫であること。</p> <p>鍵のかかる貯蔵設備は調剤室に設け、「毒薬」の文字を表示すること。</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(9) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。 (構規第1条第1項第9号)</p> <p>(10) 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。 イ 6. 6平方メートル以上の面積を有すること。 ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。 ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。 ニ 薬剤師不在時間（施行規則第1条第2項第3号に規定する薬剤師不在時間をいう。）がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。 (構規第1条第1項第10号)</p>	<p>調剤室</p> <p>(1) 採光及び換気が十分であり、かつ清潔であること。 (2) 調剤室は、隔壁等により、天井まで明確に区画されていること。 なお、消防法の規定等により、天井まで仕切ることができない場合であつて、保健衛生上支障がないと認められる場合には、必要最小限の空間を設けることは差し支えない。 (3) 調剤室が、通路となる構造でないこと。また、出入口は引き戸又は開き戸であること。 (4) 調剤室に給排水設備（水道法に基づく水道による給水設備及び直接薬局外に排水できる排水設備）を設けること。</p> <p>「必要な措置」とは、社会通念上、カウンター等の通常動かすことのできない構造設備により遮断することで従事者以外の者が進入することができないような措置であること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p> <p>調剤室の閉鎖の方法 原則、施錠することとし、施錠が困難な場合は、シャッター、パーティション等の構造設備により物理的に遮断され社会通念上、進入することが困難な方法により行うこと。 (平成29年9月26日薬生発0926第10号)</p> <p>無菌調剤室を共同利用する場合の無菌調剤室の要件</p> <p>(1) 高度な無菌製剤処理を行うために薬局内に設置された、他と仕切られた専用の部屋であること。無菌製剤処理を行うための設備であっても、他と仕切られた専用の部屋として設置されていない設備については、無菌調剤室とは認められないこと。 (2) 無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌製剤処理を行う際に、常時ISO14644-1に規定するクラス7以上を担保できる設備であること。</p>	<p>医薬品を貯蔵する場所を、特定の場所に限定することを求めているものであり、壁等で完全に区画されている必要はないこと。 なお、医療機器等を医薬品と同一の貯蔵設備において貯蔵することは差支えないこと。 (平成29年10月5日薬生発1005第1号)</p> <p>調剤室</p> <p>(1) 調剤室の面積は、調剤にあたる薬剤師の業務に支障ない広さを確保すること。 (2) 調剤室の顧客等に面する部分には、床からおおむね0.9メートルの高さのところに、おおむね縦1メートル以上、幅1.2メートル以上をガラス等の透明な材質によって区画し、これを透して調剤室の内部を見ることができる場所（以下「透視面」という。）を設けること。 (3) 透視面等に、「調剤室」の文字を表示すること。 (4) 透視面等に医薬品の交付窓口等を設ける場合は、開口面積を必要最小限のものとし、かつ開閉式とすること。 (5) 調剤室に劇薬専用の貯蔵場所を設け、「劇薬」の文字を表示すること。 (6) 薬局製剤製造業の許可に係る薬局については、調剤室は、試験室を兼ねることができるが、調剤及び試験業務が適切に行える構造でなければならないこと。</p> <p>無菌製剤処理の施設基準 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。 (平成24年3月5日保医発0305第3号)</p> <p>無菌調剤室を共同利用する場合は、原則として埼玉県内の薬局間であること。</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(11) 薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。</p> <p>ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「薬局製造販売医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p style="text-align: center;">（構規第1条第1項第10号の2）</p>	<p>(3) その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、機材等を十分に備えていること。</p> <p style="text-align: center;">（平成24年8月22日薬食発0822第2号）</p> <p style="text-align: center;">「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様</p> <p>閉鎖方法は構規第1条第1項第6号の閉鎖と同様</p>	<p>無菌調剤室</p> <p>(1) 無菌製剤処理を行うために薬局内に設置された他と仕切られた専用の部屋であること。</p> <p>(2) 無菌調剤室の室内の空気清浄度について、無菌製剤処理を行う際に、常時ISO14644-1に規定するクラス7以上を担保できる設備であること。</p> <p>(3) 無菌調剤室はじんあい又は微生物により汚染を防止するための構造設備（空調設備、準備室又は前室、パスボックス、殺菌灯、エアシャワー等）を有すること。ただし、設備等の機能により同等の効果を達成することが出来る場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 壁、床及び天井の表面は、清掃可能で洗浄剤や消毒剤に耐える材質であること。</p> <p>(5) 無菌調剤室に入室するための手洗い設備及び更衣室を有すること。</p> <p>(6) その他無菌製剤処理を行うために必要な器具、機材等を十分に備えていること。</p> <p>(7) 無菌室調剤室には、透視面の設置を要しないこと。</p> <p style="text-align: center;">閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(12) 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</p> <p>ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「要指導医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 (構規第1条第1項第11号)</p> <p>(13) 第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 第1類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</p> <p>ロ 第1類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「第1類医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。</p>	<p>「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様</p> <p>閉鎖方法は構規第1条第1項第6号の閉鎖と同様</p> <p>「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様</p>	<p>に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p> <p>閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>ただし、第1類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 開店時間のうち、第1類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、第1類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 (構規第1条第1項第12号)</p> <p>(14)次に定めるところに適合する法第9条の3第1項、第4項及び第5項、第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ 調剤室に近接する場所にあること。</p> <p>ロ 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ハ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ニ 第1類医薬品を陳列する場合には、第1類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。</p> <p>ホ 指定第2類医薬品（規則第1条第3項第5号に規定する指定第2類医薬品をいう。以下同じ。）を陳列する場合には、指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができない</p>	<p>閉鎖方法は構規第1条第1項第6号の閉鎖と同様</p> <p>「情報を提供するための設備」とは、相談カウンター等、薬剤師と購入者等が対面で情報提供を行うことができる通常動かすことができないものであること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p> <p>「近接する場所」とは、調剤された薬剤又は薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品に係る情報提供に支障を生じない範囲内であること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p>	<p>閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の販売又は授与は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反するためできない旨を表示すること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p> <p>薬剤師又は登録販売者が情報提供を行うことに加えて、医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、医薬品を購入し、又は譲り受ける前に添付文書の情報を閲覧することができるような環境を整備することが望ましいこと。また、添付文書の情報の閲覧については、添付文書の写しを備え付けることのほか、電子的媒体を利用する等の方法によること。 (平成21年5月8日薬食発第0508003号)</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>よう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。</p> <p>へ 2以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。</p> <p>(構規第1条第1項第13号)</p>	<p>「必要な措置」は構規第1条第1項第10号の措置と同様</p> <p>薬局の構造設備は、原則として同一階層に連続して設置すること。</p> <p>ただし、調剤室、待合場所等、薬局の構造設備の一部を他階に設けることができる場合としては、分置することが適正なる調剤確保の上で必要と認められ、かつ、次に掲げるいずれにも該当することを要する。</p> <p>(1) 複数の階にわたって薬局の構造設備が分置されていても、薬局としての同一性、連続性があること。すなわち、薬局内の専用階段等によって患者等が昇降できる構造であって当該薬局の外部に出ることなく、他階にある当該薬局の構造設備に行くことができるものであること。</p> <p>この場合、ビルの共用階段や百貨店などの一区画に薬局がある場合の一般顧客用階段は、当該薬局の専用階段とは見なさない。</p> <p>(2) 複数の階にわたって、薬局の構造設備の一部が分置されている場合においても、少なくとも一つのフロア面積は、階段、エレベーター部分など、昇降、往來に必要とされる部分の面積を除いて、16.5平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 当該薬局において、常時調剤等の実務に従事している薬剤師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切に行うことができると認められるものであること。</p> <p>(昭和50年6月2日薬発第479号)</p>	<p>原則として、調剤室と同一の階層に待合場所が設置されていること。ただし、調剤室が待合場所とは別の階層に設置されている場合は、通路等に調剤室への誘導標識を設け、階段には手すりを設けること。</p> <p>ドライブスルー方式による薬局の基準</p> <p>(1) 定義</p> <p>ドライブスルー方式による薬局とは、体の不自由な者や感染症に罹患した者、小さな子供を伴う者など薬局に入ることが困難な者のために設けられるものであり、薬局内における対面方式による処方箋の交付及び薬の交付以外に、外壁開口部の専用窓口において、乗車している者からの処方箋の受付及び乗車している者に対する薬の交付を行う構造のものをいう。</p> <p>(2) 構造設備</p> <p>① ドライブスルー方式専用処方箋カウンター（窓口を含む。）と同投薬カウンター（以下「専用受付カウンター等」という。）は薬局内（調剤室を含む。）の衛生の保持や確実な服薬指導を</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(15)次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 液量器 ロ 温度計（100度） ハ 水浴 ニ 調剤台 ホ 軟膏板 ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒 ト はかり（感量10ミリグラムのもの及び感量100ミリグラムのもの） チ ビーカー 	<p>調剤用医薬品、試験検査用薬品（薬局製剤製造業の許可に係る薬局で試験室を兼ねる場合に限る。）及び器具等の保管設備を設け、それぞれが区分できるものであること。</p> <p>調剤に必要な書籍以外の設備及び器具について、同等以上の性質を有する設備及び器具を備えれば足りること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 一定量の計量ができるもの。 ロ 環境や水温等温度測定のできるもの。 ハ 医薬品を間接的に加温できるもの。 ニ 散剤、錠剤、水剤の調剤を行う専用の台となるもの。 ホ 軟膏剤の混合ができるもの。 ヘ 固体の粉碎、混和ができるもの。 ト 散剤の秤量ができるもの。感量10mg：0.01g単位の秤量ができるもの。感量100mg：0.1g単位の秤量ができるもの。 	<p>担保するため、それぞれ一箇所以内とし、調剤室以外の場所に設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉑ 専用受付カウンター等は、薬剤師が乗車している患者に対して、受付時の薬歴管理と投薬時の服薬指導を薬局内と同様のできる構造とすること。 ㉒ 専用受付カウンター等は、患者のプライバシーを考慮した場所に設置すること。 ㉓ 専用受付カウンター等の設置場所については、夜間用の照明を設け、薬局内の投薬カウンターと同様の照度を有すること。 ㉔ 専用受付カウンター等の外部には乗車している患者からの呼び出しを薬局内で確認できるよう、インターホン等を設けること。 ㉕ 雨天時など乗車している患者が雨に濡れないなど、天候による影響を最小限に保つため、専用受付カウンター等の屋外に十分な大きさを有するひさしを設けること。 ㉖ 専用受付カウンター等は、周囲の交通の障害となる場所に設置しないこと。 ㉗ ドライブスルー方式を設置する場合は、薬局内の患者用の駐車スペース以外に、調剤待ちの患者を乗せた車が待機できる駐車スペースを確保すること。 ㉘ ドライブスルー方式を設置する場合は、車の進入経路を表示し、入口と出口を別々にすること。 <p>調剤室内には、原則として調剤用又は試験検査用器具以外の器具を設置しないこと。</p> <p>ただし、薬歴管理・相互作用検索用コンピュータ、処方箋受信用ファクシミリ、電話を設置する場合は、調剤業務及び保健衛生上支障をきたさないように設置すること。</p> <p>液量器は、小容量（50cc未満）及び中～高容量（50cc以上）のものを各1つ以上備えることが望ましい。 （平成27年4月1日薬食発0401第8号）</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>リ ふるい器 ヌ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの） ル メスピペット ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー ワ 薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの） カ ロート ヨ 調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。） （構規第1条第1項第14号）</p> <p>(16) 営業時間のうち、特定販売（規則第1条第2項第4号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 （構規第1条第1項第16号）</p>	<p>チ 液剤の混合や攪拌ができるもの。 リ 錠剤粉砕時の篩過、コーティングの除去ができるもの。 ヌ 軟膏剤等の混合ができるもの及び金属と反応性がある医薬品（サリチル酸等）の混合ができるもの。 ル 少量液剤の正確な計量ができるもの。 ヲ 液剤の一定程度の正確な計量ができるもの。なお、どちらか一方を備えればよい。 ワ 散剤等の秤量ができるもの及び金属と反応性がある医薬品（サリチル酸等）の秤量ができるもの。 カ 液体等を口径の小さい容器等に流下できるもの。液体と固体を濾過・分離できるもの。 （平成27年4月1日薬食発0401第8号）</p> <p>調剤に必要な書籍 (1) 日本薬局方及びその解説に関するもの (2) 薬事関係法規に関するもの (3) 調剤技術等に関するもの (4) 添付文書に関するもの （昭和62年6月1日薬発第462号）</p> <p>当該設備については、画像又は映像をパソコン等により市の求めに応じて直ちに電送できる次の設備を整備すること。 (1) 映像を撮影するための設備 (2) 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコンやインターネット回線等 (3) 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及び電話回線等 （平成26年3月10日薬食発0310第1号） （平成26年3月31日事務連絡）</p>	<p>書籍は最新のものであること。 (1) 日本薬局方及びその解説に関するものとは次のいずれかとする。 イ 日本薬局方解説書 ロ 日本薬局方条文と注釈 ハ 日本薬局方条文とJ P D I 又はこれに準ずるもの (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、麻薬及び向精神薬取締法 (3) 調剤指針等 (4) 添付文書集（取り扱う医薬品の添付文書をファイルすることでも差し支えない。）</p> <p>当該設備を搭載した携帯電話端末、スマートフォン及びタブレット端末等を含むものとする。</p>

法 令	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(17) 放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品をいう。）を取り扱う薬局は、構規第1条第2項から第5項の基準にも適合していること。</p> <p style="text-align: center;">（構規第1条第2項）</p> <p>3 薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（規則第15条の10）</p>		<p>薬剤師又は登録販売者が次の障害を有する者に該当する場合は、障害の内容及び程度を勘案した上で、それぞれ各号に規定する設備を設けること。</p> <p>(1) 視覚の障害を有する者 拡大器等</p> <p>(2) 聴覚若しくは言語障害又は音声機能の障害を有する者 ファクシミリ装置等</p>